

# 授 業 料 軽 減 助 成 金

## Q&A ～よくお問合せをいただくご質問（お問合せの前にご覧ください）～

### 1. 申請について

**Q 1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。**

A. 必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。「申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

**Q 2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。**

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は「就学支援金」との支給総額は、最大 47 万 5 千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

**Q 3. 申請登録で入力する「就学支援金申請システム（e-Shien）のログイン ID」と「就学支援金受付番号」は何を見ればわかりますか。**

A. 「就学支援金申請システム（e-Shien）のログイン ID」は、学校から配布される「ログイン ID 通知書」をご確認ください。「就学支援金受付番号」は、次の手順でご確認ください。

<e-Shien にログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載されている受付番号を確認>  
 なお、都内の学校に通われていて、5 月末までに就学支援金を申請している方のみ入力が必要となります。

**Q 4. 保護者（申請者）は都内に居住しており、生徒が都外（寮）に居住しています。申請できますか。**

A. 生徒が入学決定後、都内から、都外の学校が指定する寮に入っている場合は申請できます。ただし、学校の証明が必要になります。証明書は財団指定の専用用紙がありますので、財団ホームページからご入手ください。

**Q 5. 住民票を都内に移したのが、令和 5 年 6 月 10 日です。申請できますか。**

A. 申請できません。保護者（申請者）と生徒が令和 5 年 5 月 1 日から申請時まで引き続き東京都内に居住していることが必要です。

**Q 6. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。**

A. 申請できます。

**Q 7. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」の交付対象になりますか。**

A. 交付対象になりますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、都内に所在する学校では、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。

**Q 8. 授業料の支払いが遅れていたため、「授業料軽減助成金」の一部のみ助成を受けました。その後、残りの授業料を支払った場合に差額は申請できますか。**

A. 申請できます。特別申請（Q17 参照）の時点で、「対象となる申請者の要件」を満たしていれば申請することができます。ただし、特別申請時までには授業料を納付していることが必要になります。

**Q 9. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。**

A. 令和 5 年 5 月 1 日から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。申請書類の不備対応等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。

**Q 10. 保護者（申請者）は都内に居住していますが、生徒が高等学校に入学後に、5 月 30 日から留学をしました。申請できますか。**

A. 学校が認める海外留学であれば、保護者（申請者）が補助事業実施年度の 5 月 1 日から申請時まで引き続いて都内に住所を有しており、在籍する国内の学校で授業料が発生している場合は助成の対象となります。なお、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。

### 2. 申請者について

**Q 10. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。**

A. 生徒の親権者がご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

**Q 11. 高校 3 年生の生徒が成人（18 歳）しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。**

A. 生徒が成人（18 歳）に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の日において保護者であった者（両親等）の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者（両親等）が申請してください。

**Q 12. ひとり親家庭です。申請できますか。**

A. 申請することができます。必要書類等ご不明な点につきましては、下記の「問合せ先」へご相談ください。

**Q 13. 令和 5 年 1 月 1 日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。**

A. 申請できます。令和 5 年 1 月 1 日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。

**Q14. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。**

- A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

**Q15. 保護者が単身赴任（海外含む）のため都内にいない場合は申請できますか。**

- A. 都内居住の保護者（親権者等）が別におり、その方が申請者であれば申請者であれば申請できます。また、単身赴任者の「所得及び扶養状況等を証明する書類」も必要となります。

**Q16. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。**

- A. 都内居住の保護者（親権者等）が別におり、その方が申請者であれば申請できますが、勤務先発行の「給与支払証明書」が必要となります。

個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記の「問合せ先」へご相談ください。

**3. 住民税額等が減額になった場合について**

**Q17. 6～7月の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。**

- A. 特別申請期間中に申請できます。令和6年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受け付ける予定です。特別申請は申請時点において、「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。

日程などの詳細については、11月中旬以降に下記の「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請終了後に、申請を受け付けることはできません。

**4. 振込先口座について**

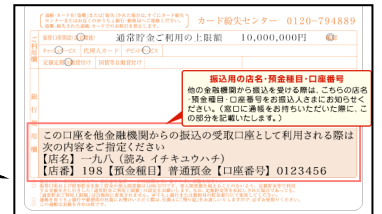
**Q18. 振込先口座は配偶者や生徒名義の口座でも振り込まれますか。**

- A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座をご指定ください。

**Q19. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。**

- A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」・「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例  
【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



**問合せ先**

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。  
何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

**東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当**

☎(03)5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>